



参加
無料

基礎編

成年後見制度が よくわかる講習会

成年後見制度は、判断能力が不十分な本人に代わって法的な問題を解消し本人の権利を守る公的制度です。ところが各種メディアでも、この制度のそもそもの利用の必要性や得られるメリット、使わないことでのデメリットはあまり取り上げられておらず、「勧められたけれどよくわからない」という声をいただきます。そこで、「そういうことか!」と悩ましが解消できる講習会を開催します。

(法定後見を中心にご説明し、任意後見はさわり程度となります)

日時・プログラム

(同一内容で市内2ヶ所実施) ※各会場案内は、裏面をご覧ください

開催日	時間	定員	会場	主な内容
11/2 (水)	14:00 ～ 16:30	90名	上大岡 横浜市消費生活総合センター(5階)	●制度の目指すもの ●「親族」と「後見人としての親族」の役割の違い
11/8 (火)	9:30 ～ 12:00	120名	桜木町 横浜市健康福祉総合センター(4階)	●利用するための手続き(申立て)の流れ など

講師

- ・ 弁護士 岩崎健太氏 (神奈川県弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する委員会委員)
- ・ よこはま成年後見推進センター職員

横浜市在住で下記の方など (定員は各回で異なります)

対象・定員



- (1) 成年後見制度の利用を検討している申立て予定者の方
- (2) 成年後見制度利用を必要としている親族がいる方
- (3) 身近な方が利用を勧められるなど、制度概要や利用方法を知りたい方

申込み

受付開始日以降に 下記 WEB専用フォーム よりお申込みください。
インターネット環境により、上記専用フォームからの申込みが難しい方は、裏面参加申込書を FAX いただくか、TELにてご連絡ください。

※申込者数が定員に達した段階で受付終了となります。

参加不可の場合のみご連絡します。連絡がない場合は、直接会場へお越しください。

開催日	受付開始日	〆切日	パソコンから	スマートフォンから
11/2(水)	10/5(水) 朝9:00より	10/24(月) ※定員に達し 次第〆切	https://bit.ly/2W40DxD ※11/2 申込 URL	 11/2 コード
11/8(火)			https://bit.ly/37T3D4k ※11/8 申込 URL	 11/8 コード

参加申込書 (FAX 用)

このまま送信してください

FAX045-201-9116

(フリガナ) 氏名		(事務局への連絡事項がありましたらご記入ください)
住所	区	
電話/FAX	/	
メールアドレス	@	
参加希望回	<input type="checkbox"/> ①11/2(水) ・ <input type="checkbox"/> ②11/8(火)	

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、やむを得ず中止となる場合もございます。予めご了承ください。

会場のご案内

駐車場の用意はありません。会場へは公共交通機関でご来場ください

第1回 11/2(水) 14:00~16:30

横浜市消費生活総合センター

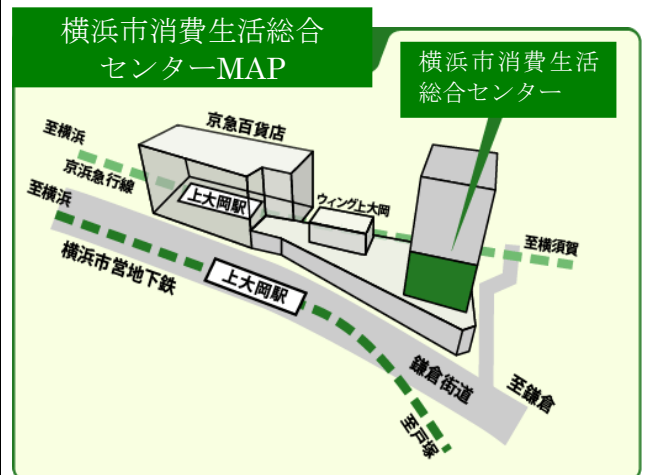
(5階 会議室2・3)

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西 1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー5階

京浜急行/横浜市営地下鉄「上大岡」駅下車 徒歩3分



第2回 11/8(火) 9:30~12:00

横浜市健康福祉総合センター

(4階ホール)

〒231-8482

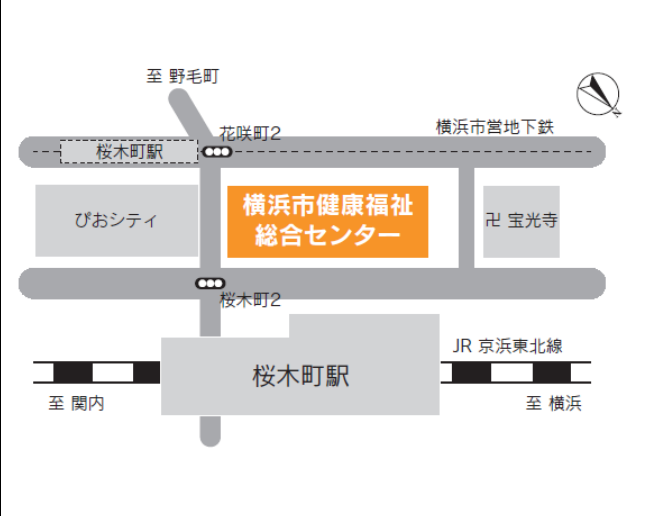
横浜市中区桜木町 1-1

横浜市健康福祉総合センター

電話: 045-201-2088 (推進センター直通)

JR 京浜東北・根岸線横浜市営地下鉄(ブルーライン)

桜木町駅下車徒歩2分



申込み・問合せ先

(福)横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター内 よこはま成年後見推進センター

〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター 9階 (担当:多田・河村・岡野)

電話 045-201-2088 (推進センター直通) FAX045-201-9116 Eメール ansin-c@yokohamashakyo.jp